

第 2 3 号 議案

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 5 月 2 3 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 月 日

久留米市長 檜 原 利 則

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、久留米市善導寺公園相撲場ほか 8 施設の管理を指定管理者に行わせるため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

久留米市体育施設条例（昭和41年久留米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第20号を第29号とし、第16号から19号までを9号ずつ繰り下げ、第15号を第24号とし、同号の前に次の6号を加える。

- (18) 久留米市北野グラウンド
- (19) 久留米市北野テニスコート
- (20) 久留米市北野ゲートボール場
- (21) 久留米市北野筑後川グラウンド
- (22) 久留米市北野武道場
- (23) 久留米市北野体育館

第3条第1項中第14号を第17号とし、第9号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第11号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (9) 久留米市山本運動広場
- (10) 久留米市東部運動公園

第3条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 久留米市善導寺公園相撲場

第12条第2項中「、別表第4及び別表第6」を「から別表第5まで」に改め、同項中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (3) 久留米市北野ゲートボール場
- (4) 久留米市北野筑後川グラウンド

第12条第2項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 久留米市山本運動広場

第16条を次のように改める。

(使用料)

第16条 久留米市東部地区体育館の使用料の額は、久留米市立学校施設使用条例（昭和40年久留米市条例第8号）に定める屋内運動場の使用料の額とする。

第23条中「第16条第1項」を「第16条」に改める。

別表第3中

「

施設の区分			使用時間		
			9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで
久留米市荘島体育館	あり ーナ	全面使用	2時間につき 510円 (以後2時間を単位として同額を加算)		

」

を

「

施設名	区分		利用料金
久留米市荘島体育館	あり ーナ	全面使用	2時間につき 510円 (以後2時間を単位として同額を加算)

」

に、

「

久留米市筑後川漕艇場	専用使用	研修室 (1室につき) 冷暖房設備	200円	200円	300円
			1時間につき 100円 (以後1時間を単位として同額を加算)		
久留米市西田テニスコート	専用使用(1面につき)		2時間につき 520円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
	温水シャワー設備(1機につき)		5分につき 100円		

」

久留米市西 田体育館	全面使用	2時間につき 260円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	半面使用	2時間につき 150円 (以後2時間を単位として同額を加算)

を

久留米市筑 後川漕艇場	専用使 用	研修室 (1室に つき)	2時間につき 100円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	冷暖房 設備		1時間につき 100円 (以後1時間を単位として同額を加算)
久留米市善 導寺公園相 撲場	専用使用		1時間につき 100円
久留米市西 田テニスコ ート	専用使用(1面 につき)		2時間につき 520円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	温水シャワー設 備(1機につき)		5分につき 100円
久留米市西 田体育館	全面使用		2時間につき 260円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	半面使用		2時間につき 150円 (以後2時間を単位として同額を加算)
久留米市東 部運動公園	全面使用		2時間につき 1,020円
	半面使用		2時間につき 510円

に、

久留米市田	専用使用	2時間につき 200円
-------	------	-------------

主丸体育館		
-------	--	--

を

「

久留米市田 主丸体育館	専用使用	2時間につき	200円
久留米市北 野グラウン ド	全面使用	2時間につき	410円
	半面使用	2時間につき	200円
	照明設備（全面 につき）	30分につき	1,020円
	照明設備（半面 につき）	30分につき	510円
久留米市北 野テニスコ ート	1面につき	1時間につき	100円
	照明設備（1面 につき）	1時間につき	200円
久留米市北 野武道場	専用使用	2時間につき	410円
久留米市北 野体育館	専用使用	2時間につき	200円

に改め、同表備考2中「特別の事情により」の次に「、久留米市東部運動公園」を、「久留米市田主丸体育館」の次に「、久留米市北野グラウンド、久留米市北野武道場、久留米市北野体育館」を加え、同表備考3中「使用時間の区分」を「別表第1に規定する開館時間」に改め、「（使用時間の区分により利用料金の額が異なる施設については17時から21時までの欄に定められた利用料金を4で除して得た金額）」を削る。

別表第5を削り、別表第6を別表第5とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の久留米市体育施設条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長又は教育委員会がした許可その他の行為は、この条例による改正後の久留米市体育施設条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長又は教育委員会に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

久留米市体育施設条例（昭和41年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる体育施設及び照明設備の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(1) 久留米市荘島体育館</p> <p>(2) 久留米市野球場</p> <p>(3) 久留米市西部地区体育館</p> <p>(4) 久留米市旭町テニスコート</p> <p>(5) 久留米市筑後川漕艇場</p> <p>(6) 久留米市西田テニスコート</p> <p>(7) 久留米市西田体育館</p> <p>(8) 久留米市田主丸ソフトボール場</p> <p>(9) 久留米市田主丸武徳館</p> <p>(10) 久留米市田主丸多目的運動室</p> <p>(11) 久留米市田主丸テニスコート</p> <p>(12) 久留米市田主丸多目的グラウンド</p> <p>(13) 久留米市田主丸体育館</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる体育施設及び照明設備の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(1) 久留米市荘島体育館</p> <p>(2) 久留米市野球場</p> <p>(3) 久留米市西部地区体育館</p> <p>(4) 久留米市旭町テニスコート</p> <p>(5) 久留米市筑後川漕艇場</p> <p>(6) <u>久留米市善導寺公園相撲場</u></p> <p>(7) 久留米市西田テニスコート</p> <p>(8) 久留米市西田体育館</p> <p>(9) <u>久留米市山本運動広場</u></p> <p>(10) <u>久留米市東部運動公園</u></p> <p>(11) 久留米市田主丸ソフトボール場</p> <p>(12) 久留米市田主丸武徳館</p> <p>(13) 久留米市田主丸多目的運動室</p>

- (14) 久留米市柳瀬サッカーコート
- (15) 久留米市城島体育館
- (16) 久留米市城島テニスコート
- (17) 久留米市城島ゲートボール場
- (18) 久留米市みづま総合体育館
- (19) 久留米市三潴ゲートボール場
- (20) 前条第2項に規定する照明設備

(利用料金)

第12条 使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3、別表第4及び別表第6に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。ただし、次の各号に掲げる体育施設の利用料金は、無料とする。

- (14) 久留米市田主丸テニスコート
- (15) 久留米市田主丸多目的グラウンド
- (16) 久留米市田主丸体育館
- (17) 久留米市柳瀬サッカーコート
- (18) 久留米市北野グラウンド
- (19) 久留米市北野テニスコート
- (20) 久留米市北野ゲートボール場
- (21) 久留米市北野筑後川グラウンド
- (22) 久留米市北野武道場
- (23) 久留米市北野体育館
- (24) 久留米市城島体育館
- (25) 久留米市城島テニスコート
- (26) 久留米市城島ゲートボール場
- (27) 久留米市みづま総合体育館
- (28) 久留米市三潴ゲートボール場
- (29) 前条第2項に規定する照明設備

(利用料金)

第12条 使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3から別表第5までに定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。ただし、次の各号に掲げる体育施設の利用料金は、無料とする。

- (1) 久留米市柳瀬サッカーコート
- (2) 久留米市城島ゲートボール場
- (3) 久留米市三潴ゲートボール場

(使用料)

第16条 指定管理施設以外の体育施設の使用料は、許可等の際別表第5に定めるところにより徴収する。ただし、久留米市東部地区体育館の使用料については、久留米市立学校施設使用条例（昭和40年久留米市条例第8号）別表中講堂の項の規定を準用する。

2 次の各号に掲げる体育施設の使用料は、無料とする。

- (1) 久留米市山本運動広場
- (2) 久留米市北野ゲートボール場
- (3) 久留米市北野筑後川グラウンド

別表第3（第12条関係）

（平27条例39・全改）

指定管理施設利用料金（久留米市野球場及び久留米市みづま総合体育館を除く。）

【別記4 参照】

- (1) 久留米市山本運動広場
- (2) 久留米市柳瀬サッカーコート
- (3) 久留米市北野ゲートボール場
- (4) 久留米市北野筑後川グラウンド
- (5) 久留米市城島ゲートボール場
- (6) 久留米市三潴ゲートボール場

(使用料)

第16条 久留米市東部地区体育館の使用料の額は、久留米市立学校施設使用条例（昭和40年久留米市条例第8号）に定める屋内運動場の使用料の額とする。

別表第3（第12条関係）

（平27条例39・全改）

指定管理施設利用料金（久留米市野球場及び久留米市みづま総合体育館を除く。）

【別記4 参照】

備考

- 1 補助競技場及びテニスコートの照明設備使用が2時間を超える場合は、当該超える時間につき、2時間以内を単位として本表の額を加算する。
- 2 特別の事情により、久留米市田主丸ソフトボール場、久留米市田主丸武徳館、久留米市田主丸多目的運動室、久留米市田主丸多目的グラウンド、久留米市田主丸体育館及び久留米市城島体育館（個人利用を除く。）の2時間を超える場合の利用料金は、1時間につき、この表で定める利用料金の2分の1に相当する額を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数は切り捨てる。
- 3 特別の事情により、使用時間の区分以外の時間に使用する場合は、1時間を単位として、この表で定める利用料金の1時間当たりの金額を利用料金の額（使用時間の区分により利用料金の額が異なる施設については17時から21時までの欄に定められた利用料金を4で除して得た金額）とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数は切り捨てる。
- 4 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第5（第16条関係）

（平26条例19・全改、平26条例31・平26条例50・平27条例39・一部改正）

備考

- 1 補助競技場及びテニスコートの照明設備使用が2時間を超える場合は、当該超える時間につき、2時間以内を単位として本表の額を加算する。
- 2 特別の事情により、久留米市東部運動公園、久留米市田主丸ソフトボール場、久留米市田主丸武徳館、久留米市田主丸多目的運動室、久留米市田主丸多目的グラウンド、久留米市田主丸体育館、久留米市北野グラウンド、久留米市北野武道場、久留米市北野体育館及び久留米市城島体育館（個人利用を除く。）の2時間を超える場合の利用料金は、1時間につき、この表で定める利用料金の2分の1に相当する額を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数は切り捨てる。
- 3 特別の事情により、別表第1に規定する開館時間以外の時間に使用する場合は、1時間を単位として、この表で定める利用料金の1時間当たりの金額を利用料金の額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は当該端数は切り捨てる。
- 4 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第5（第16条関係）

削除

体育施設の使用料（指定管理施設を除く。）

別表第6（第16条関係）

（平26条例50・全改）

久留米市みづま総合体育館利用料金

別表第5（第16条関係）

（平26条例50・全改）

久留米市みづま総合体育館利用料金

【別記4】

現行

施設の区分		使用時間	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで
		久留米市荘 島体育館	アリーナ	全面使用	2時間につき 510円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		半面使用	2時間につき 250円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
		卓球に利用する場合(競技大会利用の場合を除く。)	卓球台1台につき2時間 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
		個人利用	2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
	卓球場	卓球に利用する場合	卓球台1台につき2時間 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
		個人利用	2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)		
		卓球以外に利用する場合(1室につき)	2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算)		

	軽運動室	卓球に利用する場合	卓球台1台につき2時間 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		個人利用	2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		卓球以外に利用する場合(1室につき)	2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	トレーニング室	個人利用	2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		回数券(2時間分の利用券11枚つづり)	2,000円
	冷暖房設備(卓球場及び軽運動室を卓球以外で利用する場合1室につき)	1時間につき 150円	
温水シャワー設備(1機につき)	5分につき 100円		
久留米市西部地区体育館	アリーナ	全面使用	2時間につき 920円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		半面使用	2時間につき 460円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		1/4面使用	2時間につき 230円 (以後2時間を単位として同額を加算)

	個人利用		2時間につき 100円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	トレーニング室(1人につき)		2時間につき 200円 (以後1時間を単位として100円を加算)
	健康体力相談室・体力測定室(1室につき)		2時間につき 410円 (以後1時間を単位として200円を加算)
	会議室・研修室(1室につき)		2時間につき 410円 (以後1時間を単位として200円を加算)
	温水シャワー設備(1機につき)		5分につき 100円
	冷暖房設備(健康体力相談室・体力測定室及び会議室・研修室)(1室につき)		1時間につき 150円
久留米市旭町テニスコート	専用使用(1面につき)		2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算)
久留米市筑後川漕艇場	専用使用	研修室(1室につき)	200円
	冷暖房設備		200円
			300円
久留米市西田テニスコ	専用使用(1面につき)		2時間につき 520円 (以後2時間を単位として同額を加算)

ート	温水シャワー設備（1機につき）	5分につき 100円
久留米市西 田体育館	全面使用	2時間につき 260円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	片面使用	2時間につき 150円 (以後2時間を単位として同額を加算)
久留米市田	全面使用	2時間につき 410円
主丸ソフト	片面使用	2時間につき 200円
ボール場	照明設備（全面につき）	30分につき 1,020円
	照明設備（片面につき）	30分につき 510円
久留米市田 主丸武徳館	専用使用	2時間につき 200円
久留米市田	全面使用	2時間につき 410円
主丸多目的	片面使用	2時間につき 200円
運動室	冷暖房設備	1時間につき 820円
	温水シャワー設備（1機につき）	5分につき 100円
久留米市田	オムニコート（1面につき）	1時間につき 200円
主丸テニス	クレイコート（1面につき）	1時間につき 100円
コート	照明設備（1面につき）	1時間につき 200円
久留米市田	全面使用	2時間につき 820円
主丸多目的	片面使用	2時間につき 410円

グラウンド		
久留米市田 主丸体育館	専用使用	2時間につき 200円
久留米市城 島体育館	全面使用	2時間につき 410円
	半面使用	2時間につき 200円
	個人利用	2時間につき 50円
久留米市城 島テニスコ ート	1面につき	1時間につき 200円
	照明設備（1面につき）	1時間につき 200円
久留米市中 央公園内の 補助競技場 照明設備	全面使用	2時間以内 5,400円
	半面使用	2時間以内 3,240円
久留米市中 央公園内の テニスコ ート 照明設備	専用使用（1面につき）	2時間以内 850円
	個人利用（1人につき）	2時間以内 200円
中干出公園 及び大島公	専用使用	30分につき 1,080円 (以後30分を単位として同額を加算)

園内の多目的広場照明設備		
西国分小学校の運動場	全灯使用	30分につき 1,080円 (以後30分を単位として同額を加算)
照明設備	半灯使用	30分につき 520円 (以後30分を単位として同額を加算)
荒木中学校の運動場	全灯使用	30分につき 2,160円 (以後30分を単位として同額を加算)
場照明設備	半灯使用	30分につき 1,640円 (以後30分を単位として同額を加算)

改正後（案）

施設名	区分	利用料金
久留米市荘島体育館	アリーナ 全面使用	2時間につき 510円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	半面使用	2時間につき 250円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	卓球に利用する場合（競技大会利用の場合を除く）	卓球台1台につき2時間 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)

	く。)		
	個人利用	2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)	
卓球場	卓球に利用する場合	卓球台1台につき2時間 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)	
	個人利用	2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)	
	卓球以外に利用する場合(1室につき)	2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算)	
軽運動室	卓球に利用する場合	卓球台1台につき2時間 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)	
	個人利用	2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)	
	卓球以外に利用する場合(1室につき)	2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算)	
トレーニング室	個人利用	2時間につき 200円 (以後2時間を単位として同額を加算)	
	回数券(2時間分の利用券11枚つづり)		2,000円
冷暖房設備(卓球場及び軽運動室を		1時間につき 150円	

	卓球以外で利用する場合1室につき)		
	温水シャワー設備(1機につき)	5分につき 100円	
久留米市西部地区体育館	アリーナ	全面使用	2時間につき 920円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		半面使用	2時間につき 460円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		1/4面使用	2時間につき 230円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		個人利用	2時間につき 100円 (以後2時間を単位として同額を加算)
		トレーニング室(1人につき)	2時間につき 200円 (以後1時間を単位として100円を加算)
		健康体力相談室・体力測定室(1室につき)	2時間につき 410円 (以後1時間を単位として200円を加算)
		会議室・研修室(1室につき)	2時間につき 410円 (以後1時間を単位として200円を加算)
		温水シャワー設備(1機につき)	5分につき 100円
		冷暖房設備(健康体力相談室・体力測定室及び会議室・研修室)(1室	1時間につき 150円

	につき)		
久留米市旭町テニスコート	専用使用（1面につき）		2時間につき 410円 (以後2時間を単位として同額を加算)
久留米市筑後川漕艇場	専用使用	研修室（1室につき）	<u>2時間につき 100円</u> <u>(以後2時間を単位として同額を加算)</u>
	冷暖房設備		1時間につき 100円 (以後1時間を単位として同額を加算)
<u>久留米市善導寺公園相撲場</u>	<u>専用使用</u>		<u>1時間につき 100円</u>
久留米市西田テニスコート	専用使用（1面につき）		2時間につき 520円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	温水シャワー設備（1機につき）		5分につき 100円
久留米市西田体育館	全面使用		2時間につき 260円 (以後2時間を単位として同額を加算)
	半面使用		2時間につき 150円 (以後2時間を単位として同額を加算)
<u>久留米市東</u>	<u>全面使用</u>		<u>2時間につき 1,020円</u>

部運動公園	半面使用	2時間につき 510円
久留米市田	全面使用	2時間につき 410円
主丸ソフト ボール場	半面使用	2時間につき 200円
	照明設備（全面につき）	30分につき 1,020円
	照明設備（半面につき）	30分につき 510円
久留米市田 主丸武徳館	専用使用	2時間につき 200円
久留米市田	全面使用	2時間につき 410円
主丸多目的 運動室	半面使用	2時間につき 200円
	冷暖房設備	1時間につき 820円
	温水シャワー設備（1機につき）	5分につき 100円
久留米市田	オムニコート（1面につき）	1時間につき 200円
主丸テニス コート	クレイコート（1面につき）	1時間につき 100円
	照明設備（1面につき）	1時間につき 200円
久留米市田	全面使用	2時間につき 820円
主丸多目的 グラウンド	半面使用	2時間につき 410円
久留米市田 主丸体育館	専用使用	2時間につき 200円

久留米市北	全面使用	2時間につき 410円
野グラウン	半面使用	2時間につき 200円
ド	照明設備（全面につき）	30分につき 1,020円
	照明設備（半面につき）	30分につき 510円
久留米市北	1面につき	1時間につき 100円
野テニスコ	照明設備（1面につき）	1時間につき 200円
ート		
久留米市北	専用使用	2時間につき 410円
野武道場		
久留米市北	専用使用	2時間につき 200円
野体育館		
久留米市城	全面使用	2時間につき 410円
島体育館	半面使用	2時間につき 200円
	個人利用	2時間につき 50円
久留米市城	1面につき	1時間につき 200円
島テニスコ	照明設備（1面につき）	1時間につき 200円
ート		
久留米市中	全面使用	2時間以内 5,400円
央公園内の	半面使用	2時間以内 3,240円
補助競技場		

照明設備		
久留米市中 央公園内の テニスコー ト	専用使用（1面につき） 個人利用（1人につき）	2時間以内 850円 2時間以内 200円
照明設備		
中干出公園 及び大島公 園内の多目 的広場照明 設備	専用使用	30分につき 1,080円 (以後30分を単位として同額を加算)
西国分小学 校の運動場	全灯使用	30分につき 1,080円 (以後30分を単位として同額を加算)
照明設備	半灯使用	30分につき 520円 (以後30分を単位として同額を加算)
荒木中学校 の運動 場照明設備	全灯使用	30分につき 2,160円 (以後30分を単位として同額を加算)
	半灯使用	30分につき 1,640円 (以後30分を単位として同額を加算)

【別記6】

現行

施設名	区分	使用料
久留米市善導寺公園相撲場	専用使用	1時間につき 100円
久留米市東部運動公園	全面使用	2時間につき 1,020円
	半面使用	2時間につき 510円
久留米市北野グラウンド	全面使用	2時間につき 410円
	半面使用	2時間につき 200円
	照明設備（全面につき）	30分につき 1,020円
	照明設備（半面につき）	30分につき 510円
久留米市北野テニスコート	1面につき	1時間につき 100円
	照明設備（1面につき）	1時間につき 200円
久留米市北野武道場	専用使用	2時間につき 410円
久留米市北野体育館	専用使用	2時間につき 200円

改正後（案）

削除

第 2 4 号 議 案

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 5 月 2 3 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市スポーツ推進委員の辞任のため、その後任委員を委嘱しようとするものである。

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進委員に委嘱する。

記

校 区	氏 名	任 期
南薫校区	小川 直樹	平成 28 年 6 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日

久留米市スポーツ推進委員の辞任及び委嘱について

■辞任

校区・地域	氏名	年齢／性別	経年	辞職理由
南薫校区	河野 文紀 (カノ ミナリ)	53／男	2	一身上の都合

■委嘱（平成28年6月1日付）

校区・地域	氏名	年齢／性別	推薦理由
南薫校区	小川 直樹 (カガリ ナキ)	41／男	現在校区の体育委員（庶務）として活躍。協調性にも優れ、周りとの調整役として積極的に活動している。 校区のスポーツ推進に、熱意をもって活動している。

■久留米市スポーツ推進委員の構成（6/1 現在）

○定数113人中111名。（欠員：2名）

※日吉校区1名、津福校区1名の計2名が欠員。

欠員については、校区に推薦を依頼しており、校区内で調整中とのこと。

○111名中 女性スポーツ推進委員数 39名 女性委員登用率 約35%

○年齢は、32歳から78歳と幅広く、平均年齢は54.6歳。

30歳代：6名 40歳代：29名
50歳代：32名 60歳代：42名 70歳代：2名

○経験年数の平均は約9年。（最長は49年）

○スポーツ基本法

~~~~~  
(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

---

## ○久留米市スポーツ推進委員に関する規則

~~~~~  
(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域及び事項について次の職務を行う。

- (1) 市民一般に対しスポーツについての理解を深め、その振興のための指導助言を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関、その他の行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に対し、求めに応じ協力すること。
- (5) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること。

2 前項の規定により、スポーツ推進委員が分担する地域の指定その他職務に関し必要な事項は教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、113人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

第 2 5 号議案

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱
について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 5 月 2 3 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の辞任に伴い、後任の委員
を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市立小中学校通学区域審議会規則第4条の規定により、下記の者を久留米市立小中学校通学区域審議会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
知 識 経 験 者	こが ひでみ 古賀 秀心	久留米市校区まちづくり連絡協議会	平成28年 6月1日から 平成28年 11月30日まで
市立小中学校の父母教師会の役員	くしだ りゅういちろう 榎田 隆一郎	久留米市立大城小学校父母教師会	
〃	にしだ あや 西田 文	久留米市立牟田山中学校父母教師会	
市立小中学校の校長	おおくぼ みか 大久保 美加	久留米市立下田小学校	
〃	あなみ れいこ 穴見 玲子	久留米市立久留米特別支援学校	
〃	あらまき たつや 荒巻 達也	久留米市立城南中学校	
市立小中学校の教職員	きたじま まゆみ 北島 真弓	久留米市立上津小学校	

久留米市立小中学校通学区域審議会委員新旧対照表

○は新委員

区分	旧 名 簿		新 名 簿	
	氏名	所属	氏名	所属
知識経験者	そうだ 耕一郎 早田 耕一郎	久留米市議会	そうだ 耕一郎 早田 耕一郎	久留米市議会
〃	あきなが みねこ 秋永 峰子	〃	あきなが みねこ 秋永 峰子	〃
〃	たなか たかこ 田中 貴子	〃	たなか たかこ 田中 貴子	〃
〃	たずみ かずや 田住 和也	〃	たずみ かずや 田住 和也	〃
〃	もりさき まさき 森崎 巨樹	〃	もりさき まさき 森崎 巨樹	〃
〃	まつうら しのが 松浦 忍	久留米男女共同参画推進ネットワーク	まつうら しのが 松浦 忍	久留米男女共同参画推進ネットワーク
〃	よしだ てるあき 吉田 輝彰	久留米市校区まちづくり連絡協議会	○ こが ひでみ 古賀 秀心	久留米市校区まちづくり連絡協議会
市立小中学校の父母教師会の役員	きけみ こういち 酒見 光一	久留米市立金島小学校父母教師会	○ くしだ りゅういちろう 榎田 隆一郎	久留米市立大城小学校父母教師会
〃	かわづ まり 川津 麻里	久留米市立榎原中学校父母教師会	○ にしだ あや 西田 文	久留米市立牟田山中学校父母教師会
市立小中学校の校長	ほり たみこ 堀 民子	久留米市立荘島小学校	○ おおくぼ みか 大久保 美加	久留米市立下田小学校
〃	いちまる しょうこ 市丸 祥子	久留米市立竹野小学校	○ あなみ れいこ 穴見 玲子	久留米市立久留米特別支援学校
〃	ごんどう ひろふみ 権藤 博文	久留米市立諏訪中学校	○ あらまき たつや 荒巻 達也	久留米市立城南中学校
市立小中学校の教職員	くましろ むつこ 神代 睦子	久留米市立江南中学校	○ きたじま まゆみ 北島 真弓	久留米市立上津小学校
市の職員	ながしま まさあき 長嶋 正明	協働推進部	ながしま まさあき 長嶋 正明	協働推進部
〃	こばやし あやこ 小林 文子	〃	こばやし あやこ 小林 文子	〃

15人/委員数

15人/委員数

[委員任期]

平成26年12月1日から平成28年11月30日（2年間）

新委員（○）の任期は平成28年6月1日から平成28年11月30日（前任者の残任期間）

第 26 号議案

久留米市教育集会所運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 5 月 23 日

教育長 堤 正 則

提案理由

久留米市教育集会所運営審議会委員の 2 名から辞任届の提出があったので、その委員の後任委員について委嘱しようとするものである。

第 27 号議案

久留米市立学校結核対策委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 5 月 23 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市立学校結核対策委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市立学校結核対策委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市立学校結核対策委員会規則第3条第3項により、下記の者を久留米市立学校結核対策委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)久留米医師会の推薦 する医師	いのうえ おさむ 井上 治	小児科井上医院	平成 28 年 5 月 29 日～ 平成 29 年 5 月 28 日
	つむら なおき 津村 直幹	医療法人つむら診療所	
(2)久留米市保健所長	ないとう みちこ 内藤 美智子	久留米市保健所	
(3)久留米市保健所長の 推薦する医師	すみだ しんや 住田 信也	医療法人すみたクリニック	
	かわやま ともたか 川山 智隆	久留米大学病院	
(4)市立学校の校長及び 養護教諭の代表者	ほらだ きょうこ 原田 恭子	高良内小学校	
	まつお かよこ 松尾 佳代子	高良内小学校	
	きし あき 岸 亜紀	屏水中学校	
(5)市職員	かるかや ようこ 刈茅 洋子	教育部学校保健課	

久留米市結核対策委員会委員新旧名簿

区 分	旧 名 簿		新 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) 久留米医師会の推薦する医師	井上 治 <small>いのうえ おきむ</small>	小児科井上医院	井上 治 <small>いのうえ おきむ</small>	小児科井上医院
	津村 直幹 <small>つむら なおき</small>	医療法人つむら診療所	津村 直幹 <small>つむら なおき</small>	医療法人つむら診療所
(2) 久留米市保健所長	星子 美智子 <small>ほしこ みちこ</small>	久留米市保健所	内藤 美智子 <small>ないとう みちこ</small>	久留米市保健所
(3) 久留米市保健所長の推薦する医師	宮川 洋介 <small>みやがわ ようすけ</small>	古賀病院 2 1	※住田 信也 <small>すみた しんや</small>	医療法人すみたクリニック
	川山 智隆 <small>かわやま ともたか</small>	久留米大学病院	川山 智隆 <small>かわやま ともたか</small>	久留米大学病院
(4) 市立学校の校長及び養護教諭の代表者	大久保 美加 <small>おおくぼ みか</small>	下田小学校	※原田 恭子 <small>はらだ きょうこ</small>	高良内小学校
	佐藤 利恵 <small>さとう りえ</small>	荘島小学校	※松尾 佳代子 <small>まつお かよこ</small>	高良内小学校
	池田 聡美 <small>いけだ さとみ</small>	田主丸中学校	※岸 亜紀 <small>きし あき</small>	屏水中学校
(5) 市職員	國武 里美 <small>くにたけ さとみ</small>	教育部学校保健課	※刈茅 洋子 <small>かるかや ようこ</small>	教育部学校保健課

※は、新任委員

任期 平成28年 5月29日～平成29年 5月28日

○久留米市立学校結核対策委員会規則

平成 17 年 2 月 4 日

久留米市教育委員会規則第 24 号

~~~~~  
(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員会に、結核対策に関し専門的事項を検討させ、又は審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

3 委員は、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 久留米医師会の推薦する医師 3 人

(2) 久留米市保健所長

(3) 久留米市保健所長の推薦する医師 2 人

(4) 市立学校の校長及び養護教諭の代表者 3 人

(5) 市職員 1 人

(任期)

第 4 条 前条の委員の任期は、1 年とする。ただし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 教育委員会後援事業等に関する報告

H28.4.13からH28.5.15 受付分まで

| No. | 日時                                                                                       | 事業名                             | 主催者名                      | 場所                                    | 区分  | 担当課           |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------|---------------------------------------|-----|---------------|
| 1   | 平成28年7月9日(土)                                                                             | 田本春香・宮田玲子リサイタル                  | インガットホール活用実行委員会           | 久留米市城島総合文化センター                        | 後援  | 城島総合支所文化スポーツ課 |
| 2   | 平成28年8月28日(土)                                                                            | J-FES 第5回城島音楽祭                  | インガットホール活用実行委員会           | 久留米市城島総合文化センター                        | 後援  | 城島総合支所文化スポーツ課 |
| 3   | 平成28年毎月1回金曜日                                                                             | 久留米友の会(みどりごの会)                  | 久留米友の会                    | 久留米友の家                                | 後援  | 生涯学習推進課       |
| 4   | 平成28年毎月第3土曜日                                                                             | 久留米友の会(子ども生活塾)                  | 久留米友の会                    | 久留米友の家                                | 後援  | 生涯学習推進課       |
| 5   | 平成28年4月18日                                                                               | 伝統文化囲碁親子教室                      | NPO法人囲碁将棋育成会              | ケアハウスコスモス21(ツジ胃腸内科医院1F地域交流センター)       | 後援★ | 生涯学習推進課       |
| 6   | 平成28年4月24日(日)、5月5日(木)、7月18日(月)、9月22日(木)、12月25日(日)、平成29年2月5日(日)                           | アドベンチャープレーパークちくご                | 一般社団法人ウェルネスJAPAN          | 九州大谷短期大学大谷講堂前敷地                       | 後援  | 生涯学習推進課       |
| 7   | 平成28年4月29日(金・祝)                                                                          | オール久留米で盛り上げ隊くるめ衆楽国まつり           | 久留米商工会議所オール久留米で盛り上げ隊実行委員会 | 明治通り、ほとめき通り、久留米シティプラザ六角堂広場、西鉄久留米駅東口広場 | 後援  | 生涯学習推進課       |
| 8   | 平成28年5月8日(日)                                                                             | 第39期西日本久留米王位戦                   | 西日本新聞イベントサービス             | 高牟礼会館                                 | 後援  | 生涯学習推進課       |
| 9   | 平成28年5月22日(日)                                                                            | 筑後川一竹・筏・夢プロジェクト                 | 筑後川一竹・筏・夢プロジェクト実行委員会      | くるめウス前河川敷                             | 後援  | 生涯学習推進課       |
| 10  | ①平成28年5月23日(月)～6月27日(月)の毎週月曜日、②平成28年5月26日(木)～6月30日(木)の毎週木曜日、③平成28年5月27日(金)～7月1日(金)の毎週金曜日 | 初心者向き健康ボウリング教室                  | 福岡県ボウリング連盟                | ユーズボウル久留米                             | 後援  | 生涯学習推進課       |
| 11  | 平成28年5月27日(金)                                                                            | トークライブと朗読劇公演                    | 劇団PROJECTびあ               | えーるピア久留米                              | 後援  | 生涯学習推進課       |
| 12  | 平成28年5月28日(土)                                                                            | 障害者差別解消法を知るシンポジウム「学ぶ・働く・楽しく生きる」 | 障害者差別解消法を知るシンポジウム実行委員会    | えーるピア久留米                              | 後援★ | 生涯学習推進課       |
| 13  | 平成28年5月29日(日)                                                                            | 第132回 久留米市民ハイキング                | 久留米山岳会                    | 湧蓋山                                   | 後援  | 生涯学習推進課       |

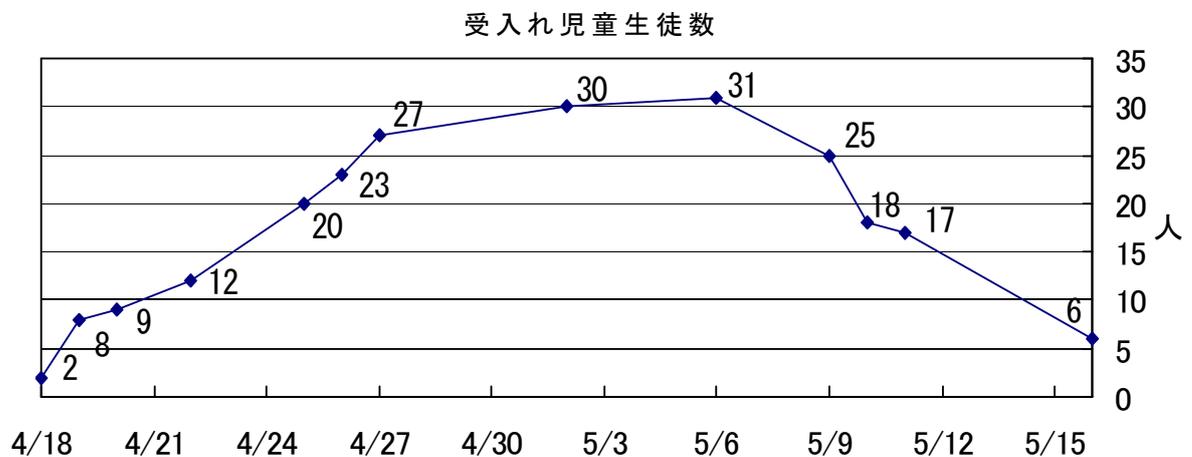
| No. | 日時                                    | 事業名                                             | 主催者名                     | 場所                     | 区分 | 担当課     |
|-----|---------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------|------------------------|----|---------|
| 14  | 平成28年5月29日(日)                         | 第52回 久留米短歌大会                                    | 久留米連合文化会                 | 久留米シティプラザ<br>久留米座      | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 15  | 平成28年6月4日(土)、8月26日(金)、12月(日付未定)       | 医療法人聖ルチア会 聖ルチア病院ボランティア養成講座                      | 医療法人聖ルチア会<br>聖ルチア病院      | 聖ルチア病院                 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 16  | 平成28年6月12日(日)                         | 福岡県合唱連盟福岡支部70周年(第71回)合唱祭                        | 福岡県合唱連盟福岡支部              | 石橋文化ホール                | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 17  | 平成28年6月19日(日)                         | 第3回 童謡・唱歌をみんなで歌う会                               | 混声合唱赤とんぼの会               | えーるピア久留米視聴覚ホール         | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 18  | 平成28年6月23日(木)～7月3日(日)                 | 久留米大学学術文化発表週間C∞SHOCK「咲かせ! 私たちの文化の花」             | 久留米大学学術文化発表週間C∞SHOCK     | 久留米大学御井学舎、石橋文化センター     | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 19  | 平成28年7月2日(土)                          | 中国映画会                                           | 久留米市日中友好協会               | えーるピア久留米 視聴覚ホール        | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 20  | 平成28年7月3日(日)、8月12日(金)～14日(日)、9月25日(日) | 夏休みキャンプ2016                                     | 一般社団法人ウェルネスJAPAN         | サザンクス筑後、夜須高原少年自然の家     | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 21  | 平成28年7月17日(日)                         | 第8回JDカンパニーダンス発表会20周年記念公演                        | ジャズダンススタジオJDカンパニー        | 久留米市民会館大ホール            | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 22  | 平成28年7月24日(日)                         | 夏休みおやこ人形劇場                                      | 特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車     | 石橋文化センター石橋文化会館小ホール     | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 23  | 平成28年8月28日(日)                         | 市長杯争奪久留米青少年囲碁将棋大会                               | 日本棋院久留米中央支部囲碁センター碁楽      | 久留米市役所2Fくるみホール         | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 24  | 平成28年9月4日(日)、9月18日(日)、9月22日(木)        | 石橋文化センター開園60周年記念事業 くるめ音楽祭                       | 公益財団法人久留米文化振興会           | 石橋文化ホール、文化センター共同ホール    | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 25  | 平成28年9月25日(日)                         | 20年の歩みとこれからのKOVICの活動と「ルンタ」上映会                   | 特定非営利活動法人久留米地球市民ボランティアの会 | えーるピア久留米               | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 26  | 平成28年11月6日(日)                         | 久留米ジュニア文芸大会                                     | 久留米連合文化会                 | 久留米シティプラザ              | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 27  | 平成28年12月11日(日)                        | 久留米シティプラザ オープニングシリーズ「晴れ舞台!」44 久留米音協合唱団第47回定期演奏会 | 久留米音協合唱団                 | 久留米シティプラザ<br>ザ・グランドホール | 後援 | 生涯学習推進課 |

## 平成28年熊本地震における被災地域の児童生徒等への対応について

熊本地震により被災した児童生徒の就学の機会を確保し、安全に安心して学習できる環境を提供するため、久留米市へ避難された児童生徒に対し市立小・中・特別支援学校への転入学について支援を行いながら受入れを行っている。

### 1. 児童生徒の受入れ状況

#### (1) 受入れ数の推移



#### (2) 受入れピーク時（5月6日）の状況

受入れ前の居住市町村は、熊本市内（24名）、合志市（4名）、益城町（3名）であり、学校種別受入れ人数は下記のとおりである。

(人)

|       | 小学校 | 中学校 | 特別支援学校 |     |     | 合計 |
|-------|-----|-----|--------|-----|-----|----|
|       |     |     | 小学部    | 中学部 | 高等部 |    |
| 児童生徒数 | 28  | 2   | 0      | 0   | 1   | 31 |

### 2. 児童生徒受入れ時の対応について

被災した児童生徒の市立学校への転入学の希望に対し、住民票の異動が出来ない場合でも弾力的に取扱い、速やかに受入れを行った。受入れ後は久留米市で使用している教科書が無償給与するとともに、学校生活に必要な制服・体操服や学用品等を各学校において可能な限り準備するなど配慮を行った。

さらに、転入学した児童生徒及び保護者の不安や悩みに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等の支援体制を整えている。

### 3. 転入学した児童生徒及び保護者への支援について

| 1. 市立高等学校入学考査料・入学料・授業料の減免 |                                                                                            |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 者                     | 久留米市立高等学校への入学を志願する者又は入学を許可された者のうち、天災その他不慮の災害により学資の負担に堪えられなくなった者の子及び弟妹                      |
| 内 容                       | 市立高等学校入学考査料 (2,100 円)、入学料 (5,550 円)、授業料 (月額 9,900 円) の全額免除                                 |
| 根拠条例等                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市立高等学校条例</li> <li>・久留米市立高等学校授業料等減免規則</li> </ul> |

| 2. 被災生徒支援金（奨学金） |                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 者           | <p>次の条件を全て満たす高校生等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の親権者又は未成年後見人が、熊本地震による災害救助法の適用を受けた地域（熊本県全域）に居住し、被災したこと</li> <li>・被災時に高校生等（1～3年）であること</li> <li>・申請時に、生徒を現に監護する者が久留米市に居住していること（生徒が単身で久留米市に居住している場合を含む）</li> </ul> |
| 内 容             | 公立高校生等に月額 5,000 円、私立高校生等に月額 7,000 円を支給                                                                                                                                                                                         |
| 根拠条例等           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年熊本地震にかかる被災生徒支援金交付要綱</li> <li>・文部科学省初等中等教育局長通知「平成 28 年（2016 年）熊本地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」</li> </ul>                                                                        |

| 3. 就学援助 |                                                                                                                                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 者   | <p>熊本地震により災害救助法の適用を受けた地域（熊本県全域）から久留米市内公立小中学校に転入した児童の保護者で、下記のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住家屋の全半壊等の被害を受けた者</li> <li>・地震が原因で離職したなど、今後、収入が不安定になるとと思われる者</li> </ul> |
| 内 容     | 学用品、学校給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費の実費又は基準額を援助                                                                                                                                                       |
| 根拠条例等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市就学援助要綱</li> <li>・文部科学省初等中等教育局長通知「平成 28 年（2016 年）熊本地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」</li> </ul>                                                    |

## 平成28年熊本地震による指定文化財等の被害状況について

### 1 概要

平成28年熊本地震による市内の指定文化財等の被害状況について報告するもの。

### 2 被害状況

- ・総数12件（平成28年5月23日現在）

|               | 国指定 | 国登録 | 県指定 | 市指定 | 合計  |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 被害確認件数        | 0   | 2   | 5   | 5   | 12  |
| (参考) 指定文化財等件数 | 34  | 5   | 43  | 103 | 185 |

- ・指定文化財等の被害状況一覧

|    |     | 指定区分            | 文化財名称                              | 所在地           | 内 容                                |
|----|-----|-----------------|------------------------------------|---------------|------------------------------------|
| 1  | 国登録 | 有形文化財<br>(建造物)  | 草野歴史資料館<br>(旧草野銀行本店)               | 草野町           | ・玄関の瓦が落下<br>・壁にクラック                |
| 2  |     | 有形文化財<br>(建造物)  | 山辺道文化館<br>(旧中野病院診療棟)               | 草野町           | ・屋内壁にクラック                          |
| 3  | 県指定 | 有形文化財<br>(建造物)  | 高良山御手洗橋                            | 御井町           | ・欄干接合部のモルタル割れ                      |
| 4  |     | 有形文化財<br>(建造物)  | 上野家住宅御成間                           | 山本町           | ・床の間の内壁にクラック                       |
| 5  |     | 有形文化財<br>(建造物)  | 久留米藩有馬家霊屋                          | 京町<br>(梅林寺)   | ・瓊林院霊屋内宮殿の垂木及<br>び野地板一部脱落          |
| 6  |     | 有形文化財<br>(彫刻)   | 木造神子栄尊坐像                           | 大善寺町<br>(朝日寺) | ・左肩部分が破損                           |
| 7  |     | 有形文化財<br>(考古資料) | 法林寺宝篋印塔                            | 城島町           | ・相輪部分が崩落                           |
| 8  |     | 有形文化財<br>(建造物)  | 大善寺旧庫裡                             | 大善寺町          | ・外壁漆喰にクラック<br>・内壁が剥落               |
| 9  | 市指定 | 有形文化財<br>(建造物)  | 城島天満宮の石造鳥居                         | 城島町           | ・笠木の継ぎ目がずれている                      |
| 10 |     | 有形文化財<br>(建造物)  | 石垣神社の石造鳥居                          | 田主丸町          | ・笠木の端が下がっている                       |
| 11 |     | 有形文化財<br>(建造物)  | 大善寺玉垂宮の石造鳥居                        | 大善寺町          | ・柱の継ぎ目がずれている                       |
| 12 |     | 有形文化財<br>(彫刻)   | 木造聖観音立像<br>木造不空縹索観音立像<br>木造十一面観音立像 | 大善寺町<br>(朝日寺) | ・観音堂屋根瓦落下<br>・壁破損<br>・不空縹索観音立像台座破損 |

※ 被害金額については現在調査中

### 3 今後の予定

- ・修復の必要性や経費についての調査及び、所有者との協議をすすめ、修復が必要な場合は技術指導の実施及び補助事業の検討を行う。

## 中央図書館の臨時休館について

### 1 概要

中央図書館の全館停電に伴い、平成28年4月26日（火）終日臨時休館したものを。

### 2 経過

| 日付           | 時刻               | 内容                                                                                                                                      |
|--------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月25日<br>(月) | 19:00頃           | ・男女平等推進センター図書情報ステーションの業務端末に異常発生、連絡を受けた図書館職員がシステム委託業者に確認要請                                                                               |
|              | 20:00頃           | ・異常の原因が、中央図書館内のシステムサーバーの電源切断にあることを確認、中央図書館が全館停電状態にあることが判明                                                                               |
|              | 22:30～<br>23:00頃 | ・都市建設部設備課と協議し、電気保安業者らと連絡を取り状況確認<br>・停電の直接的な原因が九州電力と中央図書館をケーブルでつなぐブレーカーの停止であり、中央図書館内に給電するケーブルの損傷に起因するものと判断。翌日のケーブル交換作業を協議して手配            |
|              | 23:30            | ・復旧作業に要する時間から、中央図書館の臨時休館を判断                                                                                                             |
| 4月26日<br>(火) | 8:30～<br>18:00頃  | ・都市建設部設備課立会の下、電気保安業者らによるケーブルの現状確認。午後、交換用ケーブル到着後、直ちに交換作業に着手                                                                              |
|              | 9:00～<br>10:00頃  | ・六ツ門館や各地域館、関係図書施設など市内9か所へ臨時休館を通知するとともに、緊急用の「オフライン貸出」を行うよう周知<br>・中央図書館の臨時休館、六ツ門館など各施設の通常通り開館と利用、インターネット蔵書検索や予約など一部サービスが提供できない旨を市ホームページ掲載 |
|              | 19:00頃           | ・ケーブル交換終了、電気保安業者らによる確認作業開始                                                                                                              |
|              | 20:05            | ・確認終了とともに、通電                                                                                                                            |
|              | 20:15            | ・通電後の状況を確認し、館内各設備が正常に機能していることから、電気管理技術者が復電を報告<br>・直ちに、システム委託業者による図書館システム復旧作業開始                                                          |
|              | 23:14            | ・図書館システム復旧完了                                                                                                                            |
| 4月27日<br>(水) | 8:00             | ・職員が早出出勤し、返却本などのデータ読込作業を開始                                                                                                              |
|              | 10:00            | ・中央図書館など10施設が通常通り開館。通常通りのサービス提供                                                                                                         |

### 3 停電の直接原因

九州電力と図書館内をケーブルでつなぐブレーカーの緊急停止、中央図書館内のケーブルの損傷に起因する漏電によるもの。詳細は調査中。

### 4 市民等への広報

- ・市ホームページや市フェイスブックへの掲載、ドリームスFMでの放送
- ・市政記者クラブ各社への情報提供

### 5 利用者への影響

- ・中央図書館来館者（220人程度）には、正面玄関前で職員が応対し、丁寧に状況を説明するとともに、六ツ門館・北野館などの比較的近い施設を案内。返却本は受け取り。
- ・六ツ門館や各地域館、関係図書施設などでは大きなトラブルなし。

### 6 今後の予定

- ・電気保安業者から報告書を受領し原因を特定、都市建設部設備課と協議して今後の対策を検討

平成28年度有馬記念館企画展

# 久留米の 装い

— 勾玉から緋まで —

2016. 6.4 | Sat |

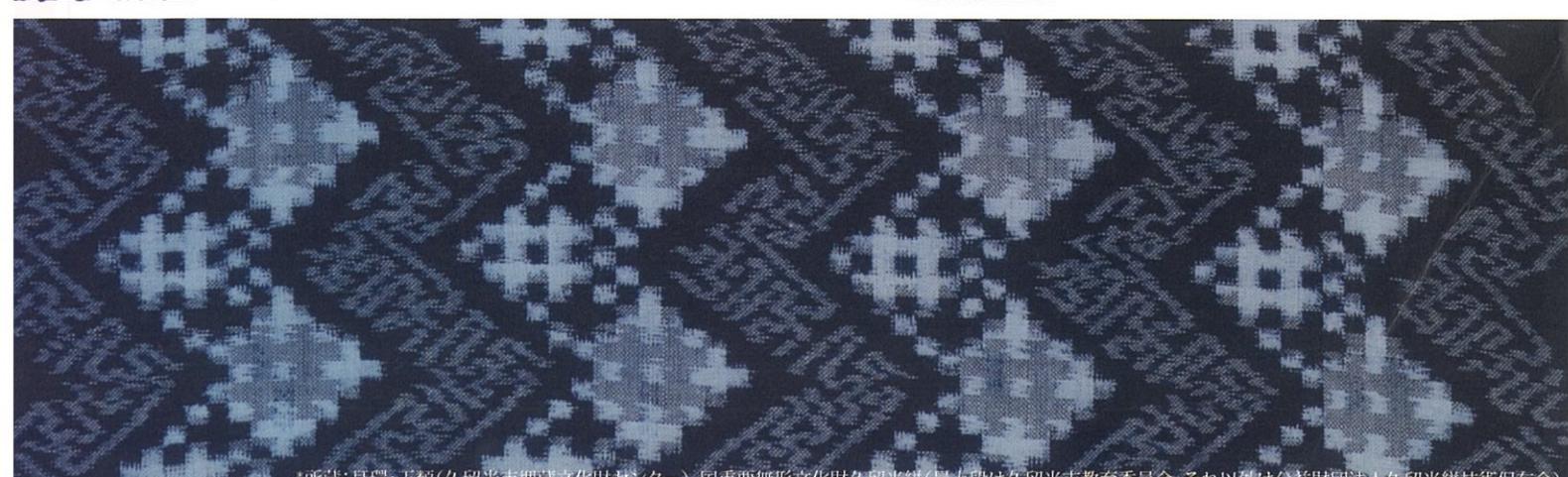
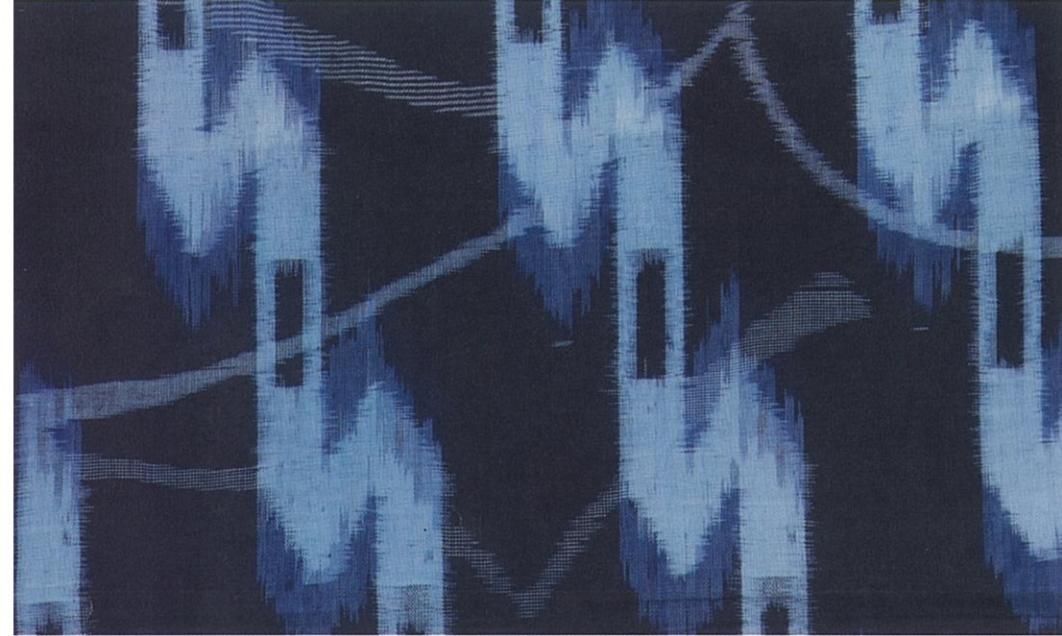
▼  
9.12 | Mon |

有馬記念館

(福岡県指定史跡久留米城跡内)

〒830-0021 福岡県久留米市篠山町 444

TEL / FAX 0942-39-8485



\*所蔵: 耳環・玉類(久留米市埋蔵文化財センター)、国重要無形文化財久留米緋(最上段は久留米市教育委員会、それ以外は公益財団法人久留米緋技術保存会)

# 久留米の装い

— 勾玉から緋まで —

いにしえより、人々は立場や職業などに応じて、衣服や持ち物、髪型や飾りによって身を装い、暮らしてきました。特別な日にはハレの装い、日常の生活には普段の装いがあります。

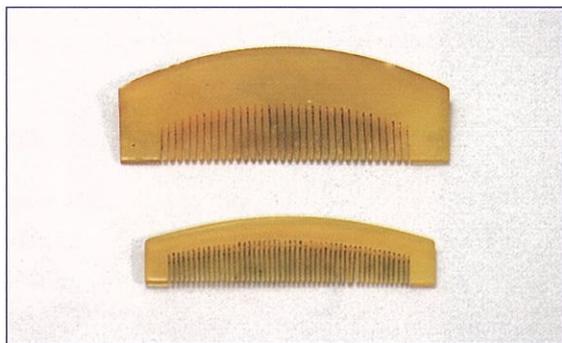
発掘された勾玉や耳環

絵画に描かれた人々の装いの姿

女性の髪を彩り飾った櫛や簪

盛んに着用された久留米緋・久留米縞

本展では、弥生時代の勾玉から、現代に織り継がれる緋まで、久留米の長い歴史とともに生み出され、残されてきた「装い」にまつわる品々を紹介します。



\* 所蔵：1 久留米市埋蔵文化財センター 2 久留米市教育委員会

## 有馬記念館資料展示室(2階)のご案内

- ◆開館時間：午前10時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ◆休館日：毎週火曜日
- ◆入館料：高校生以上200円(150円) 小中学生100円(50円)  
※( )内は15名以上の団体料金  
※毎週土曜日は高校生以下無料  
※身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方及びその介護者については無料(受付でご提示ください)

- JR久留米駅から徒歩約15分
- 西鉄バス(系統番号8番)乗車「大学病院」下車、徒歩約3分
- 九州自動車道「久留米インター」から国道210号をJR久留米駅を目指して西進、車で約20分



## 公益財団法人有馬記念館保存会

〒830-0021 福岡県久留米市篠山町444 TEL/FAX 0942-39-8485  
<http://www.arimakinenkan.or.jp>



- 上下階への移動には、車椅子対応のエレベーターがございます。
- 1階の多目的トイレは、車椅子でもご利用いただけます。